

令和6年4月より

# 子ども医療費助成の対象年齢を拡大します!

令和6年4月から、子ども医療費(外来・歯科・入院含む)の助成制度を、**高校生年代まで**に拡大します!

## 自己負担限度額 (1診療報酬明細書ごと)

※調剤については、自己負担はありません。

| 対象者 | 未就学児       | 小学生                              | 中学生 | 高校生年代 ※                     |
|-----|------------|----------------------------------|-----|-----------------------------|
| 通院  | 自己負担額 200円 | 自己負担額 200円<br>(診療時間内のみ) ※歯科外来を除く |     | <b>NEW!!</b><br><b>対象拡大</b> |
| 入院  | 自己負担額 0円   |                                  |     |                             |

※18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(学生でない人も対象)

### 〈注意事項〉

- ◆ 延岡市に住所を有し医療保険に加入している子どもが対象になります。
- ◆ 高校生年代については、通学のために延岡市外に住所を有し、保護者が延岡市在住の場合は対象です。
- ◆ 生活保護または18歳未満で重度心身障害者医療を受給中の方は、この制度の対象外です。
- ◆ 学校管理下でのケガ等により災害共済給付を受けることができる場合や他の医療費助成が受けられる場合は、助成対象外です。
- ◆ 小・中学生、高校生年代が休日・夜間に救急医療機関(休日当番医を含む)による医療や各医療機関の診療時間外に医療を受けた場合は、これまでどおりの自己負担額となります。



### 病院の適正受診をお願いします!

みんなが「コンビニ受診」や診療時間終了間際の駆け込み受診をやめて、日頃から健康管理と早めの受診を心がけることが大切です。

**コンビニ受診とは**  
休日や時間外に救急外来を受診される緊急性のない軽症患者が受診する事をいいます。

### なぜ助成の対象は診療時間内なの?

延岡市の医師不足は深刻な状況です。医療従事者は地域医療を支えるために交代で夜間や休日も診療しています。このため、夜間や休日の安易な受診を抑制することで、医療従事者の負担が大きくなるように配慮しています。